

令和7年1月吉日

顧問先の皆様へ

税理士法人 上杉会計事務所

とにかくわかりやすい！

## 「生前贈与のルールが変わりました」セミナー

開催のご案内

令和6年1月から、「生前贈与」に関するルールが大きく変わっています。従来より、「相続税対策」として計画的な生前贈与を進めていらっしゃる皆様にとっては、その手法を根本から見直していただく必要があるかもしれません。そこで、当セミナーでは、生前贈与の正しい進め方や留意点について、具体的な事例を多数採り上げ、とにかくわかりやすく解説申し上げますので、ぜひご参加ください。

(注) 本セミナーは、令和5年中に三たび開催し、大変ご好評をいただきました「生前贈与のルールが変わります」セミナーの内容を更にブラッシュアップしたものです。贈与税の申告シーズン到来に合わせ、再度開催いたしますので、既にご受講くださっている皆様も、復習の場としてご活用いただければ幸いです。

### 記

日 時

令和7年2月6日(木) 13:30~16:00

会 場 甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」  
甲賀市水口町水口 6009-1 (甲賀警察署北側)

講 師 弊所所長 上杉恵一

内 容

「生前贈与加算」のルールが変わりました  
ぜひ積極活用したい「相続時精算課税制度」とは？  
将来後悔しないように、“民法上”正しい生前贈与の進め方  
“使える”優遇税制、“使えない”優遇税制  
必聴！相続税の節税対策としての生前贈与有効活用法 他

参加費 無 料

定 員 先着30名様限定

----- 切り取らずファックス下さい -----

「生前贈与のルールが変わりました」セミナー 参加申込書

税理士法人

上杉会計事務所 行

F A X 0748-62-9710 (㇔切:2月4日)

貴社名

参加者ご芳名